

飯舘村 地域おこし協力隊受託事業者募集要項
(企業雇用型)

1 募集目的

本村では、原子力災害による若者世代の流出や急激に進展している少子高齢化は、地域経済の縮小や労働力不足、また、担い手不足による地域コミュニティの衰退などの本村が抱える様々な課題の要因となっています。その解決策として医療や福祉、子育て支援に加え、教育の充実などを総合的に推進し、村内外に対する本村の魅力を高めることにより、移住人口や定住人口を増やし地域外の人材を積極的に受け入れ、活用していくこととしています。

このことから、受託事業者が実施する事業で、本村の移住・定住促進や地域振興につながる事業に対し、地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊を積極的に受け入れることにより、本村が抱える様々な課題の解決を目指します。

2 地域おこし協力隊とは

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

3 受託事業者とは

法人(株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・一般財団法人・公益財団法人・一般社団法人・公益社団法人・社会福祉法人・NPO 法人、等)又は個人事業主を指します。

4 募集事業者

随時募集

5 地域おこし協力隊の人員

各企業2名まで

- ・「地域おこし協力隊」の募集・採用候補者の選定は、受託事業者にて行っていただきます。
- ・受託事業者が採用候補者を選定した場合は、飯舘村・受託企業で意見交換会を実施します。

6 受託事業者の要件

- (1)村内に事業所を設けている法人または個人事業主であること
- (2)前年度、前々年度における決算書または決算状況がわかる書類等の提出をいただくこと

- (3)協力隊受入事業が村の6次総合振興計画にある、施策にあった村が認める事業であること。

6次総合振興計画

施策 I-1 産業 一人ひとりの関わり合いで力を合わせ拡大させるまでいブランド

施策 I-2 観光 資源にひと手間加えて築く観光以上移住未満の関係

施策 I-3 移住 モノや心を分かち合い、ふんわりやっこく迎える村

施策 II-1 健康 食べて笑って楽しい健康づくり

施策 II-2 福祉 「出番」を作るしかけづくり

施策 II-3 環境 未来や心にやさしい環境づくり

施策 III-1 学校教育 竹のようにしなやかに石のようにどっしりと自らに誇りを持つ教育

施策 III-2 社会教育 ふるさとをみつめ、ふるさとに学び、ふるさとと歩む教育

施策 III-3 文化 いいたてを語り、いいたてを喰み、いいたてと過ごす文化

施策 IV-1 防災 自分たちの安全は自分たちで守る強靱な地域防災

施策 IV-2 建設 助け合いで築く誰もが安心できる暮らし

施策 IV-3 行財政 連携して課題に立ち向かえる自立した地域

- (4) 協力隊受入事業に対して、中長期的な事業計画を提出できること。
- (5) 協力隊に対する受入体制、育成体制、マネジメント体制を整え、サポート内容を提出できること。

7 受託事業者での「地域おこし協力隊」の主な業務内容

- (1)村の6次総合振興計画にある、施策にあった活動
- (2) 村の情報発信・知名度向上や交流人口の拡大に関する活動
- (3) 村内での就農・起業や村製品の生産・販売の促進に関する活動
- (4) 村への移住・定住促進に関する活動
- (5) 地域コミュニティ活動の支援に関する活動
- (6) 大学・企業等との協力・交流に関する活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める地域の活性化に資する業務

8 受託事業者における「地域おこし協力隊」の雇用形態等

- (1)「地域おこし協力隊」は、受託事業者において雇用することとなります。
- (2)「地域おこし協力隊」の募集は、受託事業者が決定した後に村にて行いますが、受託事業者にて行っていただくことも可とします。
- (3) 勤務日数は原則、週 5 日間で週 40 時間以内。
- (4) 任用期間は、任用の日から1年間とします。ただし、受託事業者・地域おこし協力隊・飯舘村の 3 者協議により、最長3年間まで延長することができます。

- (5)「地域おこし協力隊」は、地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図る取り組みであることから、受入期間終了後においても本村の定着につながるよう協力願います。
- (6)「地域おこし協力隊」への報償費及び活動費の支給については、受託事業者が行うこととなります。※受託事業者と村は委託契約を締結し、委託料として受託事業者に支払うこととなります。
- (7) 各月の活動についての報告書を村に提出していただきます。

9 待遇・福利厚生

当該受託事業者の社員等に準じること。

10 申込方法・期間

「飯舘村地域おこし協力隊受託事業者申込書(様式第1号)」を、郵便又は持参ください。随時、申込をいただけます。

11 選考等スケジュール

手続き等	期間・期日・期限	場所
受託企業募集	随時	飯舘村公式 HP
質問受付	随時	飯舘村役場 村づくり推進課 企画定住係 電話:0244-42-1622 E-mail:iju-sodan@vill.iitate.fukushima.jp
受託申込書	※「飯舘村地域おこし協力隊(雇用型)受託事業者申込書」(様式第1号)を村づくり推進課宛郵便又は持参	同上
受託事業者の選考面接	随時	飯舘村役場内
受託事業者選考結果通知	随時	